

I 軽微な変更該当するもの

長期修繕計画の変更であって次に掲げるもの

- i マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないもの
- i 修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの

二以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者等の変更

監事の変更

規約の変更であつて、監事の職務及び規約に掲げる次の事項の変更を伴わないもの

- i マンションの管理のために必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約の定めにより特定の者のみが立ち入ることができる部分への立入に関する事項
- i マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保管に関する事項
- i マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項